「中退共電算システムに係るシステム稼働維持保守業務」調達仕様書（案）に対するご意見または修正案について

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書（案）の記載内容	意見、修正案、ご質問等	意見等の提出理由	意見の種類	採用の可否	機構回答
	該当物	ページ	章	項番						
1	調達仕様書本文	12	2.5	（3）	2.5　作業内容・納入物 （3）納入物　表2. 5. －2　納入物一覧（統括業務） 納入物等と関係するSLCP-JCF2013のアクティビティについても記載するが、SLCP-JCF2013が改定された場合は納入する文書との関係について見直すことがある。	SLCP-JCF2013アクティビティの記載が一部誤っているように見受けられます。記載の見直しをお願いします。	作業内容を明確にするため。	修正要望	採用	調達仕様書案の記載が誤っておりましたので、修正いたします。 ・【項番3】SLCP-JCF2013 3.1.1 → SLCP-JCF2013 5.2.3 ・【項番11】SLCP-JCF2013 3.5.3 → SLCP-JCF2013 6.7.2.3 ・【項番13】SLCP-JCF2013 1.8.3 → SLCP-JCF2013 2.6.3 ・【項番17】SLCP-JCF2013 3.3.1、3.3.1.6 → SLCP-JCF2013 6.4 ・【項番18】SLCP-JCF2013 3.3.1、3.3.1.6 → SLCP-JCF2013 6.4 ・【項番19】SLCP-JCF2013 1.7.1 → SLCP-JCF2013 3.1.1 ・【項番20】SLCP-JCF2013 1.7.4 → SLCP-JCF2013 3.1.4
2	調達仕様書本文	19	4	4.2～4.4	4.2オンライン業務の性能要件 4.3ターンアラウンドタイムの性能要件 4.4スループット	本調達の契約期間中にセンタハードの更改が予定されているように見受けられます。この更改により本調達仕様書記載の性能などの非機能要件や機能要件等へ影響があることが想定されます。 センタハードウェア更改による非機能及び機能に関する影響については、センタハードウェア更改事業者にて担保いただける認識でよろしいでしょうか。	役務の範囲を明確にするため。	確認	－	ご認識のとおりです。
3	調達仕様書本文	25	6	（1）	6.引継ぎ要件 (1)現行システム稼働維持保守事業者からの引継ぎ プログラム資材等の事前調査はキッティングセンターで実施し、令和2年9月中旬までに運用を開始するよう現行のシステム稼働維持保守事業者と調整すること。	システム稼働維持保守はキッティングセンターにて実施していない認識のため、プログラム資材等の事前調査は、貴機構内ご指定の場所にて実施する認識でよろしいでしょうか。	作業内容を明確にするため。	修正要望	採用	ご認識のとおりです。 なお、調達仕様書案の該当箇所につきましても修正いたします。
4	調達仕様書本文	25	6	（2）	6.引継ぎ要件 (2)次期システム稼働維持保守事業者への引継ぎ なお、本調達契約期間中に「機構電算システムのセンタ設備ハードウェア及びネットワーク更改役務（仮称）」調達により次期センタハード保守事業者が決定し、また、「機構電算システムに係る運用業務（仮称）」調達により次期運用事業者が決定するため、決定後各事業者に対し機構と協議の上、本システムの業務アプリケーションを運用する上での注意点、制約条件、障害対策等の教育訓練を実施すること。	本調達契約期間中に調達される「機構電算システムのセンタ設備ハードウェア及びネットワーク更改役務（仮称）」において、 アプリケーションが動作する基盤などに変更が発生するため、当該事業者から受託事業者に対して処理方式、基盤機能、製品仕様などに関して引継ぎを受けられる認識でよろしいでしょうか。 また、「機構電算システムのセンタ設備ハードウェア及びネットワーク更改役務（仮称）」及び「機構電算システムに係る運用業務（仮称）」に対して引継ぎを行うタイミングは、各事業者の保守開始前の1ヶ月程度との認識でよろしいでしょうか。	作業内容を明確にするため。	確認	－	「処理方式、基盤機能、製品仕様などに関する引継ぎ」、「引継ぎを行うタイミング」いずれにつきましても、ご認識のとおりです。
5	調達仕様書本文	29	7.3	（1）	7.3.サービス提供時間要件 （1）サービス提供時間 「サービス提供時間中は、機構又は受託事業者の作業場所での対応とし」	機構での作業場所における端末やネットワーク機器類の作業環境は、受託事業者が準備する認識でよろしいでしょうか。	本業務の作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	－	ご認識のとおりです。
6	調達仕様書本文	29	7.3.	（2）	7.3. サービス提供時間要件 (2)作業時間　表7.3.－2　作業パターンと作業時間 番号1　作業時間帯 機構営業日(原則として土曜・日曜、祝日、年末年始を除く月曜～金曜日)の8:30～17:30	作業時間帯は9:00～17:30として頂けないでしょうか。	作業条件を明確にするため。	修正要望	部分的に採用	いただいた意見を基に調整した結果、以下のとおり修正いたします。 ・8:30～17:30 → 8:45～17:30
7	調達仕様書本文	32	8.1		8.1　ソフトウェア保守要件 表8.1.-1　統括業務の保守要件 項番1「エスカレーションされたインシデント」 項番3「重大インシデントの調査報告」 表8.1.-2　アプリケーション保守業務の保守要件 項番1「原因究明」 項番2「障害復旧」	条件として1時間以内での対応と記載がございます。発生するインシデントを予測することができないことから、時間制限内での対応は困難であると考えます。 発生したインシデント毎に、対応について協議とされるのはいかがでしょうか。	作業条件のご提案をいたします。	修正要望	採用	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
8	調達仕様書本文	33	8.1	（3）	8.1　ソフトウェア保守要件 （3）業務アプリケーションの修正 業務アプリケーションに係るインシデントが発生した場合は、統括責任者又は、機構からの指示により、暫定措置を実施すること。	対策の実施有無については、必要に応じて協議させて頂く認識でよろしいでしょうか。	作業内容を明確にするため。	確認	－	ご認識のとおりです。
9	調達仕様書本文	43	9.3.		9.3.　開発方法	本調達仕様書（案）を参照するに、毎年度発生する改修作業があるものと推察いたします。本項目記載の対象としては、毎年度発生する改修を対象としており、新規に開発をおこなうものでは無い認識でよろしいでしょうか。 また、毎年度発生する改修作業についてお示しください。	作業内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	－	ご認識のとおり本調達の受託事業者が新規にシステム開発を行うものではありませんが、本調達の受託事業者の作業対象は以下になるものと考えております。 ①　毎年度発生する改修作業。 ②　本システムに係る他調達受託事業者（本調達仕様書案において、「設計・開発事業者」という。）による機構へのシステム納入後～瑕疵担保期間終了までの間における、設計・開発事業者による瑕疵ではないシステム障害対応作業。 ③　設計・開発事業者による機構へのシステム納入後、当該設計・開発事業者の瑕疵担保期間経過後に発生したシステム障害対応作業。 ※　②③については、調達仕様書本文8.2「開発・改修業務アプリケーション対応要件」に記載しております。 なお、現時点で想定している、「毎年度発生する改修作業」を以下に記載しますが、作業数・作業量が増減することがありますことをご承知おきください。 ・機構職員の人事異動に係る資産修正 ・期間計算サブルーチンの休日テーブル修正 ・退職金試算票印書に係るテストデータ作成 ・厚生労働大臣の定める率に係る修正
10	調達仕様書本文	45	9.4.	（2）	9.4.　その他 （2）瑕疵担保責任等	本業務は稼働維持保守業務であることから、準委任での契約なると考えます。 そのため、瑕疵担保責任は発生しないものと考えます。	作業内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	部分的に採用	一般的な準委任契約では瑕疵担保責任は発生しないものであると機構も認識しております。 しかしながら、本調達においては、調達仕様書本文2.5「作業内容・納入物」に記載する各種報告書・手順書・マニュアル・計画書等は成果物として納入していただくため、それらに瑕疵があった場合は対応していただきます。 また、受託事業者において改修作業を行った場合であって、当該改修作業について瑕疵があったときは、一般的な請負契約同様に対応していただきます。 なお、当該箇所については表記を一部修正します。

※いただいた意見・要望のうち、内容が解釈の確認等であるものについては、「採用の可否」欄は「－」としております。